

●香川県公安委員会告示第1号

平成12年香川県公安委員会告示第23号（香川県公安委員会の公印）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ケ 略</p> <p><u>コ～シ</u> 略</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>香川県公安委員会公印規則（平成12年香川県公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）に規定する香川県公安委員会の公印を、次のとおり公示する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 規則第2条第2項の表2の項に掲げる公印</p> <p>ア～ケ 略</p> <p><u>コ</u> 善通寺警察署</p> <p><u>サ～ス</u> 略</p> <p>(4)～(8) 略</p> 